

**第 10 期**  
**長野県分別収集促進計画**

令和 4 年  
長野 県

# 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本方針	1
3	計画の期間	2
4	対象品目	2
5	本計画の概要	2
6	容器包装廃棄物の排出量（法第9条第2項第1号）	3
7	特定分別基準適合物の収集量（法第9条第2項第2号）	3
8	法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の収集量（法第9条第2項第3号）	4
9	分別収集の促進のための施策（法第9条第2項第4号）	4

## 【別表】

(表1)	市町村別の容器包装廃棄物の排出量見込	6
(表2)	〃 収集量見込総計（表3～表13の合計）	8
(表3-1)	〃 無色ガラス製容器の収集量見込	10
(表3-2)	うち独自処理量	12
(表4-1)	〃 茶色ガラス製容器の収集量見込	14
(表4-2)	うち独自処理量	16
(表5-1)	〃 その他ガラス製容器の収集量見込	18
(表5-2)	うち独自処理量	20
(表6-1)	〃 その他紙製容器包装の収集量見込	22
(表6-2)	うち独自処理量	24
(表7-1)	〃 ペットボトルの収集量見込	26
(表7-2)	うち独自処理量	28
(表8-1)	〃 その他プラスチック製容器包装の収集量見込	30
(表8-2)	うち独自処理量	32
(表9-1)	〃 その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイの収集量見込	34
(表9-2)	うち独自処理量	36
(表10)	〃 スチール製容器の収集量見込	38
(表11)	〃 アルミニウム製容器の収集量見込	40
(表12)	〃 段ボールの収集量見込	42
(表13)	〃 飲料用紙パックの収集量見込	44